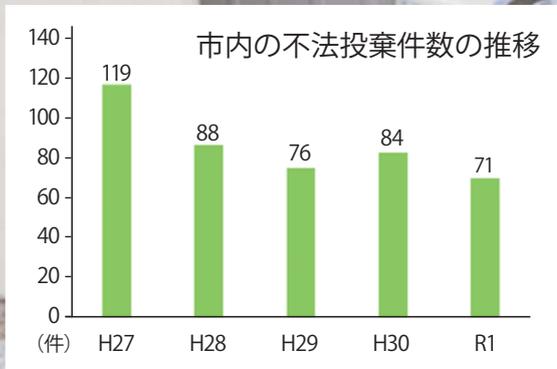


# 不法投棄は絶対に許されない行為です



市では、8月・11月・12月・3月を「不法投棄防止強化月間」とし、不法投棄の撲滅に取り組んでいます。しかし、家庭ごみ、粗大ごみ、家電製品等の廃棄物を空き地や山林等に不法に投棄したり、道路脇にポイ捨てを行う人が後を絶ちません。

不法投棄はまちの景観を損なうだけでなく、私たちの生活に悪影響を与える絶対に許されない行為です。ごみはルールに従い適切に処理しましょう。 **市生活環境課** Tel.0994-31-1115

## ごみが捨てられないように自分の土地の管理を徹底しましょう



定期的な見回りを行うなど、土地の状況を把握しておきましょう。



敷地の入り口に柵やカギを設けるなど、車両等が侵入しにくい環境を作りましょう。



こまめに草刈りをして、見通しのきくきれいな状態にしておきましょう。

## ごみの野外焼却(野焼き)は法律で禁止されています

**廃棄物の不法投棄や焼却は罰則の対象となります!**

違反した場合、

**「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの両方、法人に対しては3億円以下の罰金」**が課せられる場合があります。

**ごみは適正に処理しましょう**



周辺地域の迷惑となりますので、焼却禁止の例外とされる焼却であっても、むやみに焼却を行わず、ごみ袋に入れてごみステーションに出すか、肝属地区清掃センターに搬入してください。